

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の着脱を許可いたします。



◎決算特別委員会委員長の審査報告、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 本日は、日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号までを議題といたします。

認定第1号から認定第10号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、鈴木好行君。

11番、鈴木好行君。

〔決算特別委員会委員長 鈴木好行君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（鈴木好行君） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に予算執行されたか、その執行によって最大限の効果が発揮できたかを主眼にして審査いたしました。

認定第1号 令和元年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①職員の中途退職と不祥事が絶えないが、原因の究明を急ぐとともに人材・人員の確保に努め、職場環境の見直しを図ること。②指定管理事業者に対する指定管理料増加がみられるところがあり、適正な算出基準に基づき赤字補填などと誤解を招くような事なく、至当に行うよう努めること。

認定第2号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

認定第3号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。
審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。診療収入のうち特に入院収入の減収が見られた。看護師不足が原因と考えられ、結果して町民への医療サービス低下に繋がっている。以上のことを踏まえ人材確保に早急に対処し、朝日診療所基本計画の早期作成に努めること。

認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号以下は、いずれも本件について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（大塚純一郎君） 委員長は自席に戻ってください。

それでは、認定第1号から採決を行います。

認定第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり、採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定とされました。

続いて、認定第2号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 反対の立場から討論いたします。

この国民健康保険税については、予算の当初から所得割で前年比で0.46パーセント、均等割で700円増、平等割でも400円の増の予算でありました。当局の説明の中でも所得が110万世帯の平均で6,900円の値上げとなる説明でもありました。そういう点では前年度と比較しても、この国民健康保険税が値上げになっております。この間、何度も、この場で予算、昨年の決算もそうですけれども申し上げましたように、全国的には全国知事会、全国市長会、全国町村会も、国保税が高すぎるということで国に対して1兆円の財政支出を求めているという現状にあります。国も、この構造的な内容に問題があるということを確認しつつ、国保の広域化を進め、そのもとで3,400円の財政支出をしてきましたが、実際にはまだまだ高い状況にあります。質疑の中でも申し上げましたように、国民健康保険税と協会健保の差額、全国知事会、市長会、町村会が1兆円求めているのは協会健保並みに国保税を引き下げて、そして町民や国民の暮らし軽減を図ることが提案しているわけでありませぬ。400万収入の世帯で3人の場合に、15万5,000円もの差が協会健保と国保税の間では差額が只見町においてはあります。まだ高い国保税の水準になっております。私はこの間も質疑の中でも申し上げましたように、まずは政府も法定外繰入についても、子供の均等割、平等割をなくすことについてはペナルティーを科さないということも国会で明らかにしております。それは地方自治法の自治体独自の見解であるからです。そういう意味では、地方自治体独自にこの軽減措置を図ることができるのでありますけれども、私はこの間も1

億円ある基金を活用する。そして当面は所得割・平等割。これを軽減措置を図って、子育て支援にも取り組みを進めていくこと。このことを提案してまいりました。今回のこの決算においては、前年度と比較して値上げされたままで、私の提案する国保税の軽減措置。その中身と逆行するものでありますので反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第2号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第2号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 認定第3号について反対討論を行います。

私はこの間、何度も、特に診療所の歯科の医師や、そして臨時職員。これが只見町の少子高齢化対策、特に若者定住促進という方針から照らしても、いつまでも展望の持てない臨時職員でいいのかどうかということを提案してまいりました。そういう点では、若者が只見町で定住して安心して生活できる。これはやはり正規職員の道であるべきだというふうに考えます。町が大元の基本政策を決めるところで、その直接の予算執行をするところで臨時職員というままでいいのかという、ここに大きな私は政策上の問題があるのではないかというふうに考えますので、この決算には反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論は…

3番。

○3番（酒井右一君） 今の反対討論について、決算審査、そして決算の妥当であったかどうかということの賛否の要因になりますか。

○議長（大塚純一郎君） 今の反対者の発言は、妥当だというふうに理解しております。

よろしいですか。

ほかに討論はありませんか。

それではこれで討論を終わります。

これから認定第3号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第3号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第3号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 認定4号について反対討論をいたします。

この後期高齢者医療については、制度そのものに私は反対であります。75歳以上の人達、これ年齢を区切って保険制度を変えていく。これは高齢者は長い社会生活の中で、病気が多数発生して、医療費も掛かるということは、これは人間の摂理であります。そういう点では、安心して生活できる状況をつくっていく。このことが社会保障制度の根本であります。そういう点では自助を強調して、本人が医療費が嵩めば本人たちがもっと保険料を支払えという、この制度のあり方。それで尚且つ、広域化ですから町は徴収して納入するだけという業務になっている。これが導入された当時からも約4年から6年かけて只見町の75歳以上の方の医療費、保険料については毎年値上げされることが当初から計画されておりました。医療費がかさめば、また保険料を値上げする。こういう社会保障制度のあり方でいいのか。これは根本が問われている中身だと思います。そういう点で私は長年、苦勞してこの日本の経済を支えてきた、日本の将来も含めて支えてきたお年寄りの人達が安心して医療を受けられる。これが社会保障の根本だと考えます。この方向に真っ向から反しているこの制度のあり方。これに反対いたします。

以上で反対討論といたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和元年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号 令和元年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第4号 令和元年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 認定第5号について反対討論を行います。

この介護保険事業、今年、第7期目での計画でありますけれども、特にこの中で介護保険料について、介護保険制度が導入されてから、基準額の人においては約倍の負担額になっております。介護保険料はこの間、第1期から含めて、第7期で倍額になっておりますが、同時に、利用するとなると、利用料の1割負担。さらにはこの間、私は（聴き取り不能）と称しますが、宿泊料、食事料についても個人負担とされてきました。保険料は値上げされ、個人負担は増える。これでは安心して介護保険を受けることができません。特に年金が少ない方のこの保険での運用という点では、やはり大変なものがあると思います。足りなければその子供さんが負担する。子供さんにとってもそれぞれの生活があるわけですから、自分の生活以外にも親の生活までも看ざるを得ない。これが社会保障という制度のこの介護保険制度であっていいのか。先ほども国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険。これもみな、社会保障制度です。社会保障制度が自助を強調されて自己責任にされているは大変な問題であります。そういう点で私は介護保険料が大幅な、2倍にもなっている現状。とても見過ご

すわけにはいきませんので反対いたします。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第5号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、認定第5号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第7号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第8号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第9号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、認定第10号について採決を行います。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りいたします。

町長より、同意第5号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、同意第6号 只見町固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし、日程第11以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号、同意第6号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、同意第5号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第5号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

只見町教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、只見町大字塩沢字上ノ台849番地の10。氏名、矢沢悟。生年月日、昭和54年3月12日。尚、任期につきましては、令和2年12月1日から令和6年11月30日までの4年間となります。よろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

尚、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規程に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、小沼信孝君、6番、矢沢明伸君を指名いたします。

まず投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

これから投票箱を点検します。

立会人はお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

まず、立会人より投票をお願いします。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小沼信孝君、矢沢明伸君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） それでは立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票のうち賛成11票。反対ゼロ。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第5号 只見町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、追加日程第2、同意第6号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第6号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて。

地方税法第423条第2項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に次の者
を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、只見町大字只見字宮前1304番地の1。氏名、渡部茂。生年月日、昭和28年8
月1日。任期につきましては令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間でご
ざいます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

尚、採決方法については、議会申し合わせ先例集の規程に基づき、無記名投票で行います。

ただ今の出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、中野大徳君、8番、山岸国夫
君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚純一郎君） 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検します。

立会人はお願いをいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚純一郎君） 異常ありませんか。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚純一郎君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

中野大徳君、山岸国夫君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大塚純一郎君） 立会人は自席にお戻りください。

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成11票。反対ゼロ。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第6号 只見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここで、議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 日程第11、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 発議第3号。

提出者、只見町議会議員、齋藤邦夫。賛成者、只見町議会議員、山岸国夫。同じく、鈴木好行。同じく、小沼信孝。同じく、佐藤孝義。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保と求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。別紙内容であります、

〔「内容説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） ただ今、内容の説明省略との声がありました。

説明省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、説明省略することに決定しました。

それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（大塚純一郎君） 日程第12、発委第1号 議員の派遣についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

〔議会運営委員会委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（齋藤邦夫君） 発意第1号。

提出者、議会運営委員会委員長、齋藤邦夫。

議員の派遣について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

内容でございますが、別紙、議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、町村議会議員研修会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、郡山市、郡山ユラックス熱海。（3）期間、令和2年10月8日、木曜の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員12名。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

発委第1号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張などの必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 令和2年度只見町議会9月会議散会にあたりまして発言のお許しをいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

この度の9月会議は通算11日の日程でございました。全員協議会ではコロナ対策関連予算、旧長谷部家の取得等について多くのご意見をいただきました。ご意見・ご提案を真摯に受け止め取り組んでまいりたいと思います。

本会議では、条例改正、一般会計・特別会計補正予算など、13議案、報告5件及び令和元年度一般会計・特別会計9会計の決算認定並びに追加提案をいたしました契約1件、一般

会計補正予算、人事案件2件につきまして審議をお願いいたしました。慎重審議のうえ、全ての議案について議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。議決をいただきました事項につきましては、適正に執行してまいります。今後もまた本会議、全員協議会、決算特別委員会を通じて多岐にわたりいただきましたご意見・ご提案及び審査報告に付されました意見につきましては、今後の予算編成や行政運営の中で十分内容を踏まえ対処してまいります。

私がこの12月、任期を迎えます。町民の皆さまから町政運営を託されましたこの4年間、課題でありました庁舎の暫定移転を進めながら、一つ、経済活動を活性化させ、豊かに暮らせるまちづくり。二つ、子供から高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを最大の目的に掲げ、対話と協調を基本姿勢とし取り組んでまいりましたが、平成29年7月の豪雨災害以降、線状降水帯という言葉と共に、新たな自然災害が発生する中、その災害復旧と人口減少対策に取り組んでまいりました。さらに今年に入り、新型コロナウイルスの世界的感染拡大で各種事業活動、地域活動、学校教育をはじめ、多くの分野に影響を与えました。その対策に職員一丸となり、感染防止に全力を尽くすとともに、減少対策、経済対策、医療対策等、まちづくりに取り組んでまいりました。最優先問題であります新型コロナ対策、少子高齢化対策に取り組むとともに、安全安心の医療体制の確立、地域経済の対策、さらにJR只見線再開通、国道289号八十里越え開通に向けたまちづくりを求められており、そういった事業を中心に取り組むため2期目を目指してまいります。いろいろとありがとうございました。

朝夕寒さが感じられる季節となりました。議員各位におかれましては町政の発展のため、より一層のご協力とご支援・ご指導を賜わりますようお願い申し上げますとともに、皆様方のご健康を心からお祈り申し上げます散会の挨拶といたします。

本当にありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君）　ここで、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の9月会議は通算11日間の長い日程でございましたが、議員各位のご協力によりまして予定しておりました日程を全て終了することができました。また、決算特別委員会の審

議については、いくつかの指摘事項もありましたが、当局の協力により十分審議を尽くすことができました。誠にありがとうございました。

当局におかれましては、監査委員や一般質問で出されました意見、あるいは提言並びに決算特別委員会からありましたご意見等に特に留意をされ、町民が望む、町民のための事務事業の速やかな執行と町政伸展に今後ともさらにご努力されますことをお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、秋の収穫時期を迎え忙しくなります。健康には十分注意され、ご活躍いただきますことをお願いをしてご挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 上着の着用をお願いいたします。

以上で、本9月会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで只見町議会9月会議を終了いたします。

ご苦勞様でした。

(午前10時57分)